

第7日

令和8年3月3日（火）

午後3時20分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、1 番日野泰信議員の質問を許可します。1 番日野泰信議員。

（1 番日野泰信君登壇）

○1 番（日野泰信君） 皆さん、こんにちは。1 番議員の日野泰信です。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様、そして、インターネットで御視聴いただいております皆様、誠にありがとうございます。本日、最後の質問者です。あと1 時間、頑張ってお付き合いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

先日より、熊本議員の最初の御挨拶で、スーツを新調したというお話がありました。私も新調したかったんですが、新調できなかったのも、ネクタイだけ新調してきました。

めがねのほうも新しく変えてこようと思ったんですが、朝、ミセスが黒い縁のめがねのほうがいいよというので、このまま来ました。ミセスというのは、朝テレビのCMでMr s. GREEN APPLEが黒縁めがねのCMをしていましたので、これでいこうと思ってこのまま来ました。よろしくお願いいたします。

まずは、3 月末をもって退職されます職員の皆様、長年にわたり市政発展のため御尽力いただきましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも、市政発展のために御協力いただければと思っております。本当にありがとうございました。

さて、本年1 月5 日に新庁舎が開庁いたしました。この真新しい議場で一般質問をさせていただけることを本当に光栄に思っております。

時を遡りますこと120 年前、明治39 年3 月、第22 回帝国議会に大相撲常設館国庫補助に関する建築案が上程されました。

当時の相撲の興行は始まって以来ずっと外で行われていました。雨の日でも興行できる常設館が欲しいという思いは、相撲会の、そして、当時の東京大相撲協会の最高責任者であった雷権太夫、元の第15 代横綱、初代梅ヶ谷藤太郎の悲願でもありました。

ところが、衆議院は通過したものの、貴族院で否決されてしまいます。失意の中、権太夫は、相撲協会の力だけで常設館を建てることを決意します。協会全員での金策が始まりました。

権太夫は、川崎銀行を訪れ、自分の右腕を担保に15 万円の融資を受けます。現在のお金で50 億円から70 億円ぐらいの価値になると思われます。それだけの信用と人望を権太夫は持っていたのです。

大鉄傘——大きな鉄の傘と呼ばれた常設館は、両国に建てられました。総工費30 万円、現在のお金で100 億円から150 億円。現在の両国国技館と同じぐらいの建設費がやはりかか

っていたということです。

設計は、東京駅を設計した辰野金吾でした。明治39年5月に起工して、完成は明治42年5月。国技館と名付けられました。新築なった国技館を見上げる権太夫の姿は、大事業を成し遂げた喜びにあふれていたことではないでしょうか。

しかし、実際に国技館を使ってみてどうだったのでしょうか。末席の数は十分だったのでしょうか。トイレの数は足りてたのでしょうか。売店や飲食店は十分だったのでしょうか。お客さんや力士の会場内での移動はうまくできていたのでしょうか。ほかにも実際に使ってみないと分からないことがたくさんあったのではないのでしょうか。

今回の一般質問では、新庁舎を実際に使ってみての問題点や改善点についてなどを質問席より質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

(1 番日野泰信君降壇)

○議長(小島清人君) 1 番日野泰信議員。

○1 番(日野泰信君) それでは、通告に従いまして、質問のほうをさせていただきます。

まず、新庁舎についてになります。新庁舎、1 月に開庁いたしまして、およそ2 か月がたちました。新しい議場で、今もお話しさせていただいておりますけれども、とてもいい場所だな、いい空間だなというふうに思っております。

この2 か月、実際に使ってみて、マイホームとかでもそうですけれども、人生のうちに3 階建てんと理想の家には近づかないというふうに言われますが、実際に市庁舎使ってみて、職員の皆様や利用者の皆さんから、どんな問題点とか、どんな改善点とか、何かそういうお声があったとすれば、どんなのがあったのか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長(小島清人君) 契約検査課長。

○契約検査課長(養父 学君) 市民の方、利用者の方から総合案内に届いた意見につきましては、トイレ及びエレベーターについて、場所が分かりづらい、本庁舎の駐車場が狭い、車両の案内誘導が分かりにくいなどの意見がっております。

また、職員からの意見につきましても、ほぼ同じでございます。以上でございます。

○議長(小島清人君) 1 番日野議員。

○1 番(日野泰信君) いろんな御意見があつてよかったと思います。何もないほうが逆におかしいから、いろんな意見が出てきて当然だと思いますし、それをこれからは真摯に受け止めて改善していくというところが必要になってくると思いますが、様々頂いた御意見のほうをどのように改善しようと思っていらっしゃるのか、御回答をお願いします。

○議長(小島清人君) 契約検査課長。

○契約検査課長(養父 学君) 新庁舎のトイレ及びエレベーターの場所の表示については、1 階のエントランスホールの柱に案内サインを追加するなど、新庁舎を訪れた市民や来庁者の方が見て、分かりやすい案内サインの設置を計画しております。

また、新庁舎駐車場につきまして、車両を誘導する矢印線の追加と、場内通路の入り口側と出口側の縁石の角にポールを設置するなど、事故が起こらないよう対策を講じたいと考えているところでございます。

一部対策は完了しているものもございますが、今後も市民の方、利用者の方から届いた意見を確認しながら対処していきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） ありがとうございます。改善できるところは、もうすぐ改善していただいているというところで、本当にありがたいと思っております。

これからたくさんいろいろな意見が出てくると思います。改善点、こうしてほしいとか、こうしたほうがいいんじゃないか。そういうのを向き合って、できるところは改善していただくというふうにしていいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。新しいその庁舎に自分たちが通うに当たって、ちょっとここどうなのかなと思ったところが幾つかありましたので、そのうちの幾つかを質問させていただこうと思っています。

まずが、第1駐車場からの人の流れのところになってきます。第1駐車場はそっちになりますかね。そこの大きな駐車場です。あそこから市庁舎に来られるお客様。どういった動線で、ここまで市庁舎に入ってこられるというふうな感じで考えられていますでしょうか。

下の市庁舎前方のその交差点の信号から、こう入ってこられるのか。それとも、Pポート側の横断歩道を渡って、こっちに下ってこられるのか。どういうふうな感じで考えていらっしゃったか、お聞かせください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 第1駐車場からの歩行者動線につきましては、来庁者の利用を想定しまして、横断歩道の設置ができるかどうかという確認をするために、令和5年4月に福岡県警と協議を行っております。

協議におきまして、県警からは、当該区間では横断歩道の設置間隔が短くなること、また、横断歩道付近での歩行者による乱横断や、横断歩道の間隔が狭いことで、ドライバーが頻繁に停車する必要が生じ、結果として運転が煩雑になり、事故リスクも高まるとの意見を伺っているところでございます。

駐車場からの利便性ではなく、安全性を最優先に判断する必要があるということから、横断歩道の新設は認められないとの回答を受けております。この回答を踏まえまして、横断歩道の新設ができない状態におきましては、既存の横断歩道を利用する動線によって安全を確保することで対応しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1番（日野泰信君） でも、実際のところはどうなのでしょう。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 実際の状況を見ますと、やはり利便性を優先して、横断歩道のない一番近い動線で来庁されてある方々を見受けております。以上です。

○議長（小島清人君） 1番日野議員。

○1番（日野泰信君） 第1駐車場南側に車の出入口があります。そこから市庁舎の入口に通じる道路のところ、真っすぐのところになっていますよね。あそこがあったら、絶対そこを渡りたくなりますよね。それが人の考えるところだというふうには思います。

やっぱり私も、横断歩道をつくったほうがいいんじゃないかなと思うんです。それに対しては動いていただいていたというのも今分かりましたけれども、横断歩道がないところでも人は渡ってもいいですよというふうにはなっているんですよ。真っすぐ渡る分にはいいですよ。斜めに渡ったらいかなですよ。

あそこ通るのも、いいっちゃいいということになってしまいますよね。でも、下の交差点の横断歩道からの距離が20メートルから30メートル以内のところにあったら、あそこまで行かんとここ渡ったら交通違反になりますよという決まりもあったりします。

それで言ったら、絶対あちに回らないかんちゃんということになるじゃないですか。そこで市民の方が捕まるとかというような形になるのは、やっぱりちょっとおかしいのかなというふうにも思うんですよ。

間隔が短いからというお話がありましたけれども、大体、市街地では100メートル離して次の横断歩道をつくらないかんとかいうのがあるみたいですけど、これも通学・通園児や高齢者、身体障害の方の横断が多い場所、それから、商店街とか横断歩道者の需要が高い場所では、短縮できますよというふうなあれもあるんですね。

これで言ったら、もうちょっと警察のほうに、やっぱりあそこを通過して来られる方が多いから、どげんかならんやろうかというので、もう一度依頼をしてもらったほうがいいのかなちゅうふうに思うんですけど、そこら辺はどうお考えでしょう。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） まず、既存の第1駐車場北側、これはPポート前の横断歩道と市役所前交差点横断歩道、この間隔は約130メートルございます。県警との協議の結果、横断歩道の間隔は150メートル以上が必要であり、150メートル未満での設置は認めないとの回答を受けておるところでございます。

また、新庁舎の開庁に伴う周辺の状況を踏まえた上でも、最低100メートル以上の間隔は確保する必要があるという県警からの指示を受けたところでございます。

今回、検討しました横断歩道の設置希望箇所は、市役所前交差点から北へ約70メートル、それから、Pポート前の駐車場の横断歩道から南へ60メートルの位置にございます。横断歩道設置間隔、この130メートルの範囲内に、さらに1か所追加することとなりますので、

計3か所という横断歩道の配置は基準に適合しないとの判断が示されているところでございます。

また、開庁後1か月が経過した段階で、再度、県警のほうと協議を行っておりますけれども、前回と同様に新たな横断歩道の設置は認められないとの回答でございました。このため、先ほども申しましたように既存の横断歩道を利用する動線により、安全を確保する形で対応しているということでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 1番日野議員。

○1番（日野泰信君） 先日も第1駐車場の前から、ベビーカーを押しているお母さんが、その道路を渡ろうと車が通り過ぎるのを待っているという状況を見かけました。そういう方にとっては、ちょっとした距離ですけれども、回らないかんのも大変なんやないかなというふうに思います。

1か月後にもう一遍、依頼をしていただいたということなので、また、ここ何か月かしてから、もうその交通量がどのくらい、そこを渡られる方がどのくらいおるのかとか、そういうところも把握されて、それから、もう一遍お願いをもう一度していただく。そんな感じで、ぜひとも横断歩道が何とかできないかというところで、これからも動いていただければなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。回答はいいです。

それでは次に移ります。新庁舎になって、皆さん、職員さん、それから、来庁者の方も、お昼ぐらいになって、お昼どうしようかなと思ったときに、食堂がないというのが一つありまして、職員の皆さん、それから、来庁された市民の皆さん、昼食に関してはどんなふうにされているのかなと思っています。どうされているんでしょうか。

○議長（小島清人君） 契約検査課長。

○契約検査課長（養父 学君） 職員の昼食につきましては、持参したものを食べる職員、売店やお弁当の販売業者、食料品の販売機から購入したものを食べる職員、また新庁舎の周辺には昼食を提供している飲食店がございますので、飲食店で食べる職員に分かれ、それぞれ昼食をとっている状況でございます。

新庁舎に食堂がないことにつきまして、市民の方のお問合せがございますが、売店及び新庁舎の周辺には昼食を提供している飲食店があることを御紹介しております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 1番日野議員。

○1番（日野泰信君） 食堂のない市役所というのは、全国各地にたくさんあると思うんですね。そのときに、ほかの市町村ではどんな動きをされているかというのをちょっと調べてみました。

そしたら、市役所の駐車場の一角をキッチンカーですとか、ブース、テントを張って、お弁当とか、そういうのを販売できるブースを出店しているというような市役所さん、役

場が結構多かったりするんですよね。

ちょっと調べてみましたら、ざっと調べただけで、いっぱい出てきまして、荒尾市、別府市、東村山市、瀬戸内市、東広島市、宇部市、蕨市、鹿島市、各務原市、羽咋市、お隣の大刀洗町にも、ずっと出店しているわけじゃないですけど、キッチンカーのスペースは確保してあるというふうにお聞きしました。

これは、羽咋市が出店される方を募集しているチラシになります。一番上に何て書いてあるかちゅうと、にぎわいを創出するというふうな形で書いてあります。昨日から今日にかけての答弁の中でも、甘木駅周辺から市役所周辺、そこを2つの拠点として、その間を、にぎわいを創出するまちづくりというところのお話があったました。それで考えると、拠点となる2つ、甘木駅、それから市役所というのには、間よりも余計ににぎわいを創出する何かをしないといけないというところにはなってくると思うんです。その中の一つの案としては、市役所の駐車場の一角にキッチンカーが出て、これが一月の間に日替わりでカレンダーが作ってあって、この日は朝倉市の中のこの地区にあるお店のこういうのが出てますよというふうな形で、市内にあるおいしい魅力的な料理を作ってるお店、それを紹介できる、そんなスペースとして使う、にぎわいの創出、そして魅力的な空間づくりというのをやる場になるんじゃないかなというふうに思います。市民に開かれた市役所というのを目指すならば、そういう出展を通して市民が集まるいい機会になると思いますし、職員さんたちにとってもいいことになるというふうに思いますが、そのあたりどう思っているのでしょうか。

○議長（小島清人君） 契約検査課長。

○契約検査課長（養父 学君） 新庁舎やピーポート甘木の駐車場につきまして、キッチンカーやブースを出展するとなると、出展する場所や出展規模に応じたスペースの問題、利用する方の安全対策及び駐車場内での事故防止対策が必要であると考えます。

議員御提案につきましては、近隣他都市の状況について調査研究したいと思います。以上でございます。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） ぜひよろしくお願いいたします。各市町村によって出展の規模というのは全然違ってきます。2メートル掛け5メートルを2区画ぐらいで作ってるところもありますし、もっと大きく何台も並べられるようにスペースを取られてるところもあります。いろんなところを調べていただいて、参考にしながらというのでもしていただければと思います。ほかのところできています。朝倉でできないわけがないと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。議場の有効活用についてというところでお聞きしたいと思います。

議場の中のことになりますので、本来は議長、それから議員の皆さんで話し合いをしてというところになるのかもしれませんが、市としてはどう考えているかというのをお聞きし

たくて、今回質問させていただきます。

新庁舎の、今までもそうですけども、議場、この場所を使うのは、大体3か月に1回開催される朝倉市の議会定例会、それから臨時議会で使うときのみというふうな形になってくると思います。

ほかの市町村の話になってきますが、ほかの市では、岡山県真庭市では、8月の真夏の暑い時期、それと1月の冬、寒い時期、入試前の時期になると思います、議場を勉強する学習室として開放されているそうです。議場は静かな空間というふうになりますので、真夏の暑い時期、それと受験前に開放して、受験生の皆さんが静かに勉強に集中できるスペースとして使っていただく。これは、真庭市ではかなり好評だったということで、昨年について今年も開催するというふうになっています。一月間で、期間は30日まで、それから平日の午前9時から午後5時、開庁時間に合わせてるというところでの利用というところで考えてあるみたいです。

これ以外でも全然あれなんですけど、何か有効に利用することはできないかなというふうに思いまして、質問させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（小島清人君） 契約検査課長。

○契約検査課長（養父 学君） 議場の有効活用について、これまで旧庁舎の議場につきましては、高校生の提言や子ども祭りなど、議会と協力しながら市民の皆様にご利用いただいた経緯がございます。議員のおっしゃられますとおり、各自治体における、特に夏休みや受験シーズンに開放する取組もされております。

一方で、新庁舎の議場は、地方自治法第238条の4の規定に基づく行政財産に該当することから、その目的外使用につきましては、用途または目的を妨げない範囲での許可が原則となります。また、庁舎管理規則において、庁舎内への入退館管理、セキュリティーの確保、備品設備の保護、開庁時間外の管理体制といった制約がございます。これらの課題を踏まえつつも、新庁舎につきまして、市民の財産であり、議員御提案のように、静粛な環境を生かした学習スペースとしての活用は、市民サービスの向上に資するものと認識しております。

今後、議場のみならず、庁内でどのような活用方法が可能か、また必要な制度、整備を含めて調査研究したいと考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） ありがとうございます。ぜひとも調査研究のほうをしていただいて、市民の方が有効に使える、開かれた議会、開かれた市役所というところにもつながると思います。使えるようにしていただければなと思います。近い将来、ここで勉強をされた子どもたちが大きくなって、この議場のどこかに座っているというふうなことも考えられると思います。その方が、昔ここで勉強しましたと言っているようなところを想像していただきながら、考えていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

す。

それでは、次の質問に移らせていただきます。学童についてお聞きします。現在、朝倉市の学童保育所の数と入所児童数及び入所率の推移のところをお聞かせください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 現在、朝倉市には16か所の学童保育所がございます。市内の各小学校に1か所以上設置しております。

入所児童数の推移につきましては、16か所の学童保育所の定員が現在と同じ条件である令和3年度と比較して、各年度の5月1日現在の数値で申し上げます。令和3年度は694人であったのに対し、令和7年度は776人となり、この4年間で約11.8%増加しております。

また、全小学校児童数に対する学童保育所入所児童数の割合、いわゆる入所率につきましては、令和3年度の26.1%から、令和7年度には31.3%となり、5.2ポイント増加している状況でございます。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） ありがとうございます。

昨年の10月に、全国学童保育研究集会というのが福岡で開催されています。オンラインでの参加も合わせると、参加人数は4,362名、全国から学童関係者、市民の方ですとか、そういう方たちが集まって、いろんな勉強をされていらっしゃるというところだと思います。こちらのほうに、朝倉の学童のほうからも参加されているというふうにお聞きしました。この中の分科会のうちの一つに「子どもの集団の規模を考える——「40人以下」の実現を」と題した分科会が行われております。その中でお話が出てきたところのことをお聞きしたいと思います。

国は2014年に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下と定めてあります。しかし、各地の学童保育では、まだ十分にできてない状況が続いていますよというところがその分科会の中で、お話の中で出てきたみたいです。

国の、先ほど言いました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に合わせて、朝倉市も、朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのを出しています。この中にも同じように40人というところで書いてあるのですが、こんなふうに国の基準とか、条例に定められている基準に40人以下と定められているんですけど、朝倉市の状況はどんな感じなんでしょうか。お聞かせください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 議員のおっしゃいますとおり、学童保育所の運営基準につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、一の支援単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされております。

また、専用保育室の面積につきましては、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上を確保することと定められておりまして、本市におきましても専用保育室の面積を1.65で除した数値を定員として設定をしております。

実際の運用におきましては、入所児童数が40人を超える場合、支援単位を2つに分けるなどの対応を行っております。例えば、入所児童数が50人の場合は、25人ずつの2つの支援単位に分けることが可能となります。

現在、市内全16か所の学童保育所の状況といたしましては、定員または支援単位がおおむね40人以下で運営されている施設が7か所、40人以上の児童数で対応している施設が9か所となっております。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） おおむね40人以下になっているところが7か所、それ以上のところが9か所というところですね。

先ほども言いました分科会の中で、続いてこういうお話が出ています。先ほどお話があったところになると思いますが、複数の支援の単位に分かれていても、実際には1つの部屋で合同での保育が実施されているところも少なからずあり、子ども一人一人にしっかりと目が届く環境をつくることの難しさが浮き彫りになっていますというふうに、そのときの勉強会で出てるみたいです。1.65平米というのがどのくらいかといったら、畳1畳ぐらいですかね、畳1畳ないぐらいですかね、のところで子どもの人数を、のところで定員をつくっているというところになります。もうちょっと広いほうがいいのかなというふうに個人的には思うんですが、おおむね40人以上の児童で対応している学童が9か所あるということですけど、支援員の配置は基準を満たしているかというところですね。朝倉市の状況はどうなんでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 支援員の配置基準につきましては、国の基準において、一つの支援単位ごとに2人以上の支援員を配置することと定められております。

本市の状況といたしましては、定員または支援単位がおおむね40人以下の7か所の学童保育所におきましては、基準どおり支援員2人以上で対応されております。

また、児童数が40人以上となっている9か所の学童保育所につきましても、支援員3人以上が配置されておりまして、全ての施設において配置基準を満たしている状況でございます。

さらに、下校直後など児童が集中する時間帯には支援員を追加配置し、複数名による観察体制を確保できるよう努めております。

学童保育所におきましては、適正な生活環境や育成支援が確保されるよう、施設や職員体制などの状況を総合的に勘案することが必要です。子どもたちが安心して安定的に生活することができるよう、引き続きそれぞれの学童保育所と連携を図りながら、適切に対応

してまいります。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） 支援員の配置の基準はきちんと満たしていただいているというところで安心はしておりますが、児童数が増えれば増えるほど、3 人であってもなかなか目が届かないところというのは出てくると思います。子どもたちの動きというのも学童の中では読めないところも出てきますので、十分に注意して目をみはっていただければというふうに思います。

そんな中でも、下校直後などには支援員を追加配置していただいているというところで、ありがたいというふうに思います。ほかの地区の方からこんなことを言われました。

「朝倉市の学童はえらいよかね」「支援員の方たちがいっぱいおるもんね」と言われました。多分、その方が見られたところは、この下校直後のところとかで支援員を追加で配置しているというところを見られたんじゃないかなと思います。いい印象を市外の方たちは持たれてるというふうに思います。なので余計に、この下校直後だけとかに限らず、追加の支援員の方たちがおって、子どもに対してもっと目の行き届くような形にしていだけるのが本当はありがたいというふうに思っています。なかなか支援員への成り手というのも不足してると思いますので、難しいところではあると思いますが、子どもたちにどれだけ目を届けるかというところが、保護者の方たちも重要にしているところじゃないかなというふうに思います。40 人以下での支援単位ごとの保育というのが、本当は子ども、保護者、指導員にとって安心して過ごせる環境や信頼関係を築く上で大切なことだというふうに思いますので、ぜひともこれが実現できるように、今もたくさん動いていただいているとは思いますが、今以上に「朝倉市の学童はよかね」と言われることを動いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。原鶴温泉の看板についてお聞きしたいと思います。

2 月の議会報告会の中で、意見交換会の中で市民の方から御意見がありました。「原鶴温泉の看板が高速の際にあるばってんが、草が生い茂って全然見えんよ」と、「あれ、きちんと管理しとおとね」という形で、そのときに御意見をいただきました。「ほかにもあと二つあるばってんが、ちゃんと知っとるね」というふうな御意見でした。なので早速、まず原鶴温泉の看板、高山のあたりですね、高山のトンネルの手前になりますが、の看板のところを高速を通りながら見てみました。ちょっと小さいですね、こんな感じです、看板、どこにあるか分かるでしょうか。分かりませんね。これ、もうちょっと大きくしました。この杷木と書いてあるのが上に、ここにあるんですね。これを近くから見てもこうです。高速の反対側から見て、やっとなる姫ちゃんがちょっとだけ出てきますという状態です。これでは原鶴温泉を紹介するというような状況には全くないというところだと思います。この看板は、当時の杷木町が設置して、現在朝倉市が管理しているというふうにお聞きしています。現地に行ったらこんな感じです。もう全面に木が茂っていて、全く見えな

いという状況です。管理状況はどうなっているのでしょうか。また、今後どのようにしていくのか、市の考えをお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 議員御指摘のとおり、大分自動車道を日田方面に向かい、高山トンネル手前の左側に原鶴温泉の案内看板がございます。この看板は、御紹介いただいたとおり、大分自動車道の開通に合わせまして、当時の杷木町が設置したものでございます。

議員御指摘のとおり、看板全面に樹木が生い茂り、看板が見えにくい状況になっております。枝の剪定など適切な管理について今後考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） 今後考えていきたいでは、ちょっと遅いのかもしれないなというふうに思います。今、見えない。見えないなら、原鶴温泉のためにはならない。見えない看板が原鶴温泉の名前であるなら、原鶴温泉は何ぼしようとねという話になる。原鶴温泉に行きたいねと思いますかという話です、その看板を見て。見えないけど。というところですので、考えていきたいじゃなくて、すぐ動いていただけるように考えていただければなというふうに思います。

杷木には、意外にも市が設置した原鶴温泉の看板があと二つあるというふうにお聞きしています。どこでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 市外に2か所設置しております。一つは筑前町の国道386号沿い、もう一つは大分県玖珠町の大分自動車道沿いがございます。いずれも平成の初め頃に当時の杷木町が設置をしたものでございます。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） ありがとうございます。事前に教えていただいてましたので、2つ見に行ってきました。これが筑前町にある原鶴温泉の看板です。「またのお越しを」と書いてあるところはもうさびだらけで、何て書いてあるかよう分からんというような状態です。柱の下のほうはさびてる、そしてこの看板の裏側はもうさびだらけです、見に行ってみましたけれども。3月の1日に見に行きましたが、ちょうど風の強い日です。この看板自体がぼこんぼこん音を立てているというような状態でした。もし大きな台風とか来たら、これ、もしかしたら看板面が飛んだりしたら危ないなというふうにも思いました。こっちが玖珠町の看板です。玖珠町のほうの看板がこんな感じになってます。大分色のほうがあせてきているというふうな状態で、裏の鉄骨はもうさびてるというふうな形になってます。大分さびてますので、安全性とかそういうのもどんな感じなのかなというふうな形で見ておりました。この看板、きちんと管理は今していただいているんでしょうけれども、この看板の管理状況、それから今後どのようにしていくのか、市の考えを聞きたいと思い

ます。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 設置から30年以上が経過しておりますことから、一部老朽化は認められます。安全等に注意しながら適切な管理を行っていきたいと考えております。

あわせて、ウェブ上の広告など時代に合ったPRや案内方法も検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） 看板の設置からもう30年以上がたっているというところ、一部老朽化というふうにおっしゃいましたが、かなりの老朽化だというふうには思います。

昨日、知り合いの看板屋さんに電話をしてちょっと聞いてみました。こういうふうな野立ての看板というんですかね、ポール看板というんですかね。こういうのは一応、金属製で耐用年数は20年ですよというふうになってるみたいです。耐用年数というのは、耐久年数ではないので、減価償却する年数というところにはなってきますけど、きちんとメンテナンスをしていかんとどんどん古くなっていく、朽ちていくというところにはなってくると思います。看板業者さんにお聞きしましたら、大体どのくらいでメンテナンスとか、そういうのはお客さんのほうにお話しされてるんですかというふうに聞きましたら、看板面に関しては大体3年でメンテナンス、それから塗り替えといいますか、今はラッピング的な看板が多くなっているので、シールみたいなのをべたっと貼るというような形になりますけど、それで新しいのを提案するというふうな形でおっしゃってました。そして、柱とか構造物に関しては7年から8年でさび止めの塗料とか塗り替え、そういうのはしていったほうがよからうねというところでお話をされてました。

メンテナンスというところではいいですかね。メンテナンスのところでどんな感じで、どんなメンテナンスしようと思われてますか。今から適切な管理をしていこうと思っていらっしゃるなら。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 先ほどと重複することになりますけども、今後にかかる費用ですとかその効果を検討いたしまして、看板の方法によるのか、それ以外のウェブ上の広告などにするのか含めて、今後検討していきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） 本当にメンテナンスにも結構な費用がかかるというふうにそのとき業者さんもおっしゃってました。もしかしたら、それだけの費用がかかるのならば、ほかの広告媒介というのですかね、媒体というのですかね、それに変更するということも考えないといけないのかなというふうには思います。

屋外広告についてのデメリットというところで、広告会社さんが書いてあるのがありま

すので、それを最後にちょっと御紹介しようかなと思います。

看板の点検やメンテナンスを怠った場合に、以下のようなデメリットが考えられますというところで、1つ目、罰則に処される。看板の所有者、占有者は管理義務があるため、良好な状態を保持する義務を怠ると30万円以下の罰金に処されてしまう可能性がありますよというところです。2つ目、重大な事故につながる危険性がありますよ。点検、メンテナンスを怠ると老朽化した看板が落下するなどして、重大な事故につながってしまう危険性があります。このところも考えておかないかんというふうに思います。一番あれなのはこれだと思います。集客効果が落ちる。看板の点検、メンテナンスというのは、安全のためだけに行うわけじゃない。看板の集客効果を維持する上でも重要だということです。明らかに老朽化してさびたり、色あせたりしている看板だと、読み手には、このお店は本当に営業しているのかな、このお店、おいしいのかな、このお店、衛生面は大丈夫かなという不安感を感じさせてしまうというところがあるみたいです。デメリットばかりというところになってきますので、看板、本当にこれからどうされるのかしっかりと検討していただいて、残すなら残すできちんとせないかん、外すなら外すで早く行動を起こさないかんというふうに思いますので、よろしくお願いします。何かありましたら。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 御指摘いただいた点を先に検討していきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 1 番日野議員。

○1 番（日野泰信君） ぜひともよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 1 番日野泰信議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日 4 日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時15分散会